



# 生涯サポートコスモ

**Vol.20**

令和 3年

(2021. 11)

◆NTS コスモ（一般社団法人 年金トータルサポート・コスモの略称）の活動  
精神障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いからスタートし、現在は障害・高齢・遺族年金、成年後見、ライフプランなど生涯にわたるサポートを目指しています。

## ◆広報誌『生涯サポートコスモ』

誌名は、NTS コスモが目指す活動の意味を重ねております。紙面では、年金相談会・成年後見活動・てだすけ手帳（特別支援学校に通学するお子さまに将来の障害年金の手続きをご案内する手帳）を中心に、NTS コスモの活動をご紹介します。

## ◆困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

①障害年金をはじめとした高齢・遺族を含む年金全般 ②成年後見 ③ライフプランに関するご相談は、3ページの「無料相談会のご案内」をご覧ください。

## コスモ成年後見部会より活動報告

理事・副会長（成年後見部会担当） 門脇 智恵

（一社）年金トータルサポート・コスモでは、社団として法人成年後見受任を目的とした「成年後見部会」を立ち上げています。成年後見活動では委任者の財産管理などを行う必要があるため、コスモ成年後見部会としての規約・運営方法を定め、成年後見業務を組織として受任できる体制づくりを進めてまいりました。

当社団が法人成年後見を始めようとしたきっかけは、障がいを抱えたお子様を持つ親御様から「私たちがこの子の面倒をみられなくなったときにコスモさん、この子の後見人をお願いできませんか？」というお話をいただいたことがはじまりです。コスモが法人後見として受任することにより、複数名で後見活動を行うことによる安心感が得られるとともに後見活動に持続性が保持できます。また後見活動が一般社団法人コスモという法人の監督下にあることで委任者の安心感にもつながるのではないかと考えています。現時点では、残念ながら受任実績はありませんが、後見部会には後見業務をすでに受任し、豊富な経験を積んでいる会員も多くおりますので、安心して法人後見を受任させていただけるものと確信しています。

成年後見について関心がある方、疑問がある方はもちろん、法人成年後見と通常の成年後見の違いや法人成年後見が実際にどのように進められるのかについて、詳しく説明をさせていただきます。大切な人の将来の安心のためにも、無料相談会をぜひ活用なさってください。

編集  
発行

一般社団法人  
年金トータルサポート・コスモ  
〒176-0025  
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション  
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006



HP: <http://www.ntscosmo.com/> E-mail: [jimu-kyoku@ntscosmo.com](mailto:jimu-kyoku@ntscosmo.com)

## コスモの年金相談会は、障害年金についてのセカンドオピニオンも提案しています！

監事（ココネリ年金相談会 責任者）松尾 英典

2021年9月15日に、障害給付に関する名古屋高等裁判所 金沢支部の控訴審判決の概要の報道がありました。報道された情報の範囲で、経緯をまとめると次のようになります。

### 《障害年金請求者（原告）：男性（S18年生、78歳）》

初診日	S29年（11歳）	右手指全喪失
障害認定日	S38年（20歳）	
身体障害者手帳	S59年（41歳頃）	2級
七尾社会保険事務所（最初の相談日）	S63年11月頃（45歳頃）	手帳は初診日証明にはならないので受給できないと回答され、申請書類もらえず。
複数回申請後請求が認められた時期	H23年3月 20歳前傷病による事後重症による障害基礎年金(2級)が裁定された	
今回の控訴審判決の内容（概要）	<p>①一審判決「初診日を明らかにできる診断書などを持参出来なかった原告に対し、申請書類を渡さなかったとしても、直ちに法令違反とは言えない」に対し、手帳をみれば遅くとも11歳までに障害を負ったことなどは分かった筈と指摘し、「誤った法令解釈に基づいて申請を妨げ、国家賠償法上違法」だと判断した。</p> <p>②「障害者手帳は、初診日を明らかにすることができる書類として必要かつ十分」と指摘し、「身体障害者手帳は関係ない」という職員の誤った説明で男性の請求権を妨げたことを違法と認定し、（支分権の5年遡及の）時効を適用せず、手帳が交付されたS59年11月に遡り、H23年3月までの27年分の年金の支払いを命じた。</p>	

この判決は、多くの示唆に富んでいます。

1. 身体障害者手帳は、公的機関が定める診断書に基づき交付されるもので、本人が手帳申請時の診断書写しを保持していなくても、審査を行う公的機関側は診断書の原本を保存しており、その写しを請求・発給してもらえば、その写しが初診日を証明するものになります。

「障害者手帳では初診日証明にならないので、障害年金を請求できない」との社会保険事務所（現在の年金事務所）の相談窓口対応は、誤りと言えます。

2. 障害年金は、3要件を満たさないと受給できないという障害年金制度の仕組みを十分理解されていない相談にも数多く接してきました。

- ・手帳の障害等級と障害年金等級は同じものとして、障害年金を受給したいとの相談もあります。
- ・保険料納付要件では、原則障害の原因となった傷病の初診日前に保険料納付や申請免除の手続きが完了していることが必要になります。

3. コスモの年金相談会は、練馬区内4か所の相談会場で月3回の相談会を2011年から実施し、延900人近い方のご相談をお受けしてきました。

これ以外にも、障害者の家族会や精神障害に係る医療機関、介護施設あるいはリハビリ施設、福祉施設などの支援者向け勉強会を定期的に年2回開催し、障害年金に対する知識の普及や個別の対応の仕方を解説することで、障害年金を必要とされている方々への実践的な理解を高めてきました。また年金相談会では、個別のご相談にわかりやすく、かつ的確な応答に尽力しています。

これらのことから、まさにコスモの年金相談会はセカンドオピニオンとしての役割を担っていると言えますでしょう。

## 無料相談会のご案内（予約制）

### 1. 開催場所・開催日

開催場所		開催日（原則）	申し込み方法
きらら	豊玉すこやかセンター6階 （練馬駅中央口 徒歩5分）	偶数月 第1日曜午後	申込書によりFAXまたは、 コスモHPの問い合わせフォーム <a href="http://ntscosmo.com/">http://ntscosmo.com/</a> からお申込みください
ういんぐ	石神井保健相談所内 （石神井公園駅南口 徒歩8分）	奇数月 第1日曜午後	
ココネリ	区民・産業プラザ （練馬駅北口直結）	毎月 第3土曜午後	
勤労福祉会館	練馬区立勤労福祉会館1階 （大泉学園駅南口 徒歩3分）	毎月 第2土曜午後	

### 2. 今後の開催予定

#### ◆きらら・ういんぐ

2021年 11月 7日（日）ういんぐ  
 12月 5日（日）きらら  
 2022年 1月 9日（日）ういんぐ  
 2月 6日（日）きらら

#### ◆ココネリ

2021年 11月 20日（土）  
 12月 18日（土）  
 2022年 1月 15日（土）  
 2月 26日（土）

#### ◆勤労福祉会館

2021年 11月 13日（土）  
 12月 11日（土）  
 2022年 1月 8日（土）  
 2月 12日（土）

ご相談は、経験豊富な社会保険労務士が2人1組でお話を伺います。社会保険労務士は、国家資格を持つ者として個人情報の秘密保持が法律で義務付けられていますので安心してご相談ください。

## 「てだすけ手帳」 兵庫県版にたずさわって

会員 西山 祥子

特別支援学校に通学するお子さまが将来障害年金の裁定請求を行う際に活用いただくための「輝いて生きる未来へのてだすけ手帳」の各県版作成の話があり、関西にしながらコスモの活動に参加できるきっかけとなりました。東京版を見せていただき、20歳になって障害年金を請求できる時期まで、その時々になんとか準備ができる内容になっており、ずっと手元においていただける羅針盤として便利だなと感じました。

今回兵庫県版を作成するにあたり区役所や福祉の窓口などの支援制度を確認した際に、自治体サイトでいろいろなパンフレットが作成されており手厚い支援があることを実感すると同時に、自治体のパンフレットでは、国の制度である年金には全く触れていないことに気づきました。

窓口で年金相談をしておりますが、あの時に知っていればこんなに大変にはなっていなかったらという方にお会いすることがあります。この「てだすけ手帳」でより多くの方に早い時期に、年金制度について知っていただく機会になればと思います。今回兵庫県版を作成することで、関係する相談者への案内もしやすくなりました。お子さんの障害年金の裁定請求を考えている親御さんや特別支援学校などの先生方、それに障害年金の手続きを行っている社会保険労務士にも使っていただくことで、一人でも多くのお子さんの障害年金裁定請求に結びつけたいと思っております。



### 新任役員の紹介 ①

理事

後藤 勝

私が入会する契機となったのは審査請求でした。原請求は、私が障害年金を始めて3人目のご依頼で、2015年6月に提出した障害年金裁定手続きが不支給となりました。結果を連絡してきたご依頼者のあまりの落胆に接し「審査請求しましょうか」と言っていました。私自身、審査請求手続きについては全くの未知で調べながら進めましたが、作成した「審査請求の趣旨および理由について」が、これでどうなのかという思いが拭えず、ご意見をいただけたところはないかと同年9月に自主研究会コスモに参加、同年11月に社団コスモに入会しました。

以来年金相談会に参加し、障害年金裁定請求を共同受託させていただきました。この度理事を拝命し、年金相談会を通じて裁定請求にかかわる実務を1人でも多くの会員の方に体験いただければという思いを強く感じております。



### 新任役員の紹介 ②

理事

たいらく  
太楽 昌央

私がコスモに入会したのは2013年10月です。早く障害年金の実務ができるようになりたいと思い積極的に相談会活動に参加しましたが、当初は必ずしも障害をお持ちの方、そしてそのご家族の方への支援については意識していませんでした。その後相談会を通じて、純粋に相談者の方のお役に立ちたいという気持ちが強くなってきました。

どの企業でも究極的な目的は社会貢献だと思えますが、コスモの目的はまさに社会貢献そのものです。この目的を会員の皆様と共有しながら今後も活動を続けていきたいと思っています。

コスモの活動を通して色々経験させていただきましたので、今後は恩返しのつもりで微力ですが活動を通じて社会貢献に少しでも役立つことができるよう、また会員の皆様が活動できる機会をより多く持つように取り組んでいきたいと思っています。



### 新任役員の紹介 ③

理事

山本 奈央

私がコスモを知ったのはもう8年くらい前になるかと思いますが、今は亡き文京支部の西島徹先生に「社労士が成年後見を受任できるように活動したい」と相談をし、コスモを紹介されたのがきっかけです。当時社労士後見を推進するための活動をしたと思っていましたが、どうしたらいいのかわからずイライラしていました。西島先生は、そんな私をみて、それを受け止められるのはコスモだけだと思われ、紹介してくださったように思います。その後、すぐに申込みをし入会させていただきました。

コスモのすばらしい点は、会員の方の年金にける熱意と地域への密着姿勢、この2点だと思います。これからもこの二つを維持しつつ、さらにはコロナ禍における新局面にも対応できるよう、力を尽くしたいと考えています。



### 新任役員の紹介 ④

監事

赤岩 幸一

今年度一般社団法人コスモの監事をお引き受けしました赤岩です。障害年金の勉強会である自主研究会コスモに入会してから6年ほどになりますが、当初は分からないことだらけで、コスモの先輩社労士の皆さんにはずいぶん教えていただきました。

お陰様で何とか自立できるようになりましたが、まだ分からないことに直面することもしばしばです。障害年金は本当に奥が深いと感じています。相談をお受けする方の8割は精神疾患の方です。また、私はひきこもりの支援団体にも関わらせていただいております。精神疾患についてもっと学びたいと思い精神保健福祉士の資格を取りました。

今後は障害年金の相談・手続きにとどまらずに幅広く対応させていただき、コスモのお役にも立てたらと思っています。

(編集委員：萩原一郎、横山優子、横山玲子、久保田詩織)